

**フランス・エソンヌ県内への県産品PR・輸出促進事業業務委託の
受託者公募に関する説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名

フランス・エソンヌ県内への県産品PR・輸出促進事業業務委託

(2) 業務の目的

本県の友好提携都市であるエソンヌ県も含めたフランスへの県産品輸出に関心のあ
る県内事業者へ、現地での商品PRなどのビジネス機会を提供し、フランスへの県産
品輸出促進、販路拡大につなげる。

(3) 業務内容

別紙1 仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年(2025年)3月31日まで

(5) 提案額

5,588,550円(消費税等諸税含む)以内

※この額は、事業内容の規模を示すものであり、予定価格を示すものでないことに
留意すること。

2 業務委託予定者の選定方法

公募型プロポーザル方式

3 競争参加者の資格要件

当プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しな
い者及び同条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない
者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生
法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者で
あること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者
であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3
号に規定する者でないこと。

4 担当部局

茨城県営業戦略部国際渉外チーム 担当 澤佐

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-2858 FAX：029-301-2865

E-mail：kokuko@pref.ibaraki.lg.jp

5 企画提案書の提出

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式1） 1部
- イ 会社、団体の概要（様式2） 1部
- ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績（様式3） 1部
- エ 資格要件に係る申立書（様式4） 1部
- オ 企画提案書（任意様式） 1部
- カ 見積書（任意様式） 1部
- キ 登記事項証明書（法務局発行の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） または事業活動を証するもの 1部
- ク 過去2期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し 1部

(2) 提出期限 令和6年（2024年）6月13日（木）午後5時必着

(3) 提出先（担当部局） 4に同じ

(4) 提出方法 持参、郵送（送付記録が残るものに限る。）、E-mailのいずれかに限る。

(5) 留意事項

提出書類の作成に当たっては、以下の事項を記載すること。

ア 企画提案書

①企画案

別紙1 仕様書の内容を踏まえ、事業実施方針及び手法について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

②実施体制

作業スケジュール、実施体制（再委託を予定している場合は、再委託の相手方や役割を記入）について、業務区分ごとに設定するものとする。

③会社の業務実績

同種又は類似であることが判断できるよう記載すること。

イ 見積書

本業務に係る経費の積算内訳について、**別紙1** 仕様書及び提案内容に沿って具体的に示すこと。

6 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、次の評価項目をもとに書面審査を行う。

(2) 企画提案書を審査するための評価項目

評価項目	評価事項
提案内容及び手法	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積金額の妥当性
会社の運営体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は同類業務の実績

(3) 選定結果の通知

審査委員会の審査結果に基づき、選定後、速やかに結果を通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果について異議申立ては認めない。

(4) 委託契約の締結

①審査委員会で選定した最適業者を契約予定者とし、茨城県財務規則等の関係法令等の規定に基づき、随意契約により業務委託契約を締結する。

②辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。

③受託者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、令和6年(2024年)6月11日(火)まで、担当が電話等で受け付ける。

質問に対する回答期限は、令和6年(2024年)6月12日(水)午後5時までとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨、時間は、日本語及び日本国通貨、日本の標準時とする。

(2) 本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、又は再提出は認めない。

- (5) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (6) 契約書の作成要否 要
- (7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (9) 審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。また、委託金額は、採用決定後、見積り合わせにより別途決定する。